

城下町

伝建 かわら版



平成 19 年 10 月 18 日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL0796-23-1160、出石分室：TEL0796-21-9029）

「明治9年の大火」以前の町家の存在が明らかに！

— 明治以降の町家も江戸時代の建築様式を継承していることが証明される —

9月 17 日、建造物の専門家らにより田結庄地区の小幡邸の建築年次を調査したところ、江戸時代の祈祷札（棟札）が発見されたことなどから、この建物が江戸時代に建てられたものであることがわかりました。

江戸時代に建築された町家がほぼ完全な形で残っていることが確認されたのは初めてのこととで、外観上の建築様式が江戸から明治に引き継がれていることが証明され、出石城下町の歴史的価値が更に高まる結果となりました。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

調査を行ったのは大場修教授（京都府立大学）、八木雅夫教授（吳工業高等専門学校）、西山和宏調査官（文化庁）、甲斐昭光主査（県教委文化財室）及び市教育委員会の職員。所有者の小幡さんの立会いのもと、2時間あまりかけて調査を行いました。

最初はなかなか根拠となるものが発見されずにヤキモキしましたが、ついに神棚から建築時に使ったと考えられる弘化4年（1847）及び嘉永元年（1848）の祈祷札（棟札）が神棚から発見され、この時期に建築されたことが確認されました。

また、大場教授から「タカ（吹抜け）部分の形式や部材の調子からも江戸時代に建築された建造物と判断して問題ない。」との所見をいただき、多角的に江戸時代に建てられたことが証明されました。



江戸時代の建造物と確認された小幡邸



発見された祈祷札には、江戸時代の元号が！

出石城下町では、これまで江戸時代からの建物はすべて焼失、あるいは取り壊しされ、現在の町並みは明治9年の大火以後のものと考えられていました。つまり、「城下町」といいながら、厳密には江戸時代からの町並みとは言いたいと考えられていました。

しかし、明治の大火後に建てられた代表的町家建物が、今回の調査で確認された小幡邸と同様の建築様式で建てられていることから、出石城下町は明治の大火後も江戸時代からの建築様式をそのまま引き継いで形成されていったと考えることができます。

これにより、出石城下町は江戸時代からの町並みを継承しており、町並みの歴史的価値が更に高いと評価されました。

これまで一部では「近代（明治時代）の城下町」という聞きなれない言葉で表現していた出石城下町を、今回の調査によって改めて「近世（江戸時代）から伝わる城下町」と表現することができるようになりました。私たちは出石城下町の町並みに更に誇りを持てるようになりました。

文化庁文化審議会委員が現地調査

上野委員 「伝建は50年、100年の仕事。市長や住民の活気を感じ、安心した」

沢田委員 「エリアが小さくまとまり、敷地割がよく残っているのは貴重」

9月23日と24日、文化庁文化審議会第2専門調査会の上野邦一委員（奈良女子大学教授）、澤田知子委員（文化女子大学教授）及び文化庁林主任調査官により、出石伝建地区の現地調査が行われました。

この調査は、国の重要伝建地区¹に出石伝建地区²が選定されるよう文部科学大臣に申出を行ったことに対するもので、出石伝建地区の町並みや市長、住民の意識などの確認のために来訪されました。

出石伝建地区が重要伝建地区になるかどうか、お二人の委員の所見が大きな影響を与えることから、出石城下町のよさをしっかりと見て、聞いていただきました。

【現地調査】

最初に概要説明をしたあと、現地調査を行いました。

まず稻荷台まで上がって城下町を一望し、伝建地区内を2日間にわたり踏破して、数々の評価とともに歴史的な町並み保存のヒントもいただきました。

評価！

「格子の細工が美しく、普通の町家に見えないです。」（上野委員）

ヒント！

「空き地が目立つので、そこをなんとかできれば更によくなるでしょうね」（沢田委員）



重伝建になるかどうか、説明する側も聞く側も熱がこもります！



伝建地区をくまなく調査しました。



上田陶磁器店では、「はじめはここまで床があったんですよ。」などと、ミセの造りについて奥様から説明していただきました。

また、委員らは、外からの町並みの様子だけでなく、建物の中に入って町家の特徴などについても調査されたり、住民から直接聞き取られたりもされました。

沢田委員さんが通りすがりの住民に声をかけて、「このまちが伝建事業を進めようとしていることはご存知？ こういう歴史的



すし梅さんでは、「この建物は1軒に見えるかもしれないけど、本当は2軒続きの構造になってましてね、出石では珍しい黒い漆喰で——」などと詳しく説明していただきました。

な町並みを保存することをどう思われますか？」と尋ねる場面もありました。

これに対し、「伝建は知っとるよ。出石のこういう昔ながらのまちは落ち着けるしけーに、ええことだなーあ。ええ、私はこの町が好きですよ。」との答えに、沢田委員もニッコリと満足のご様子。さりげなく住民の生の声を聞いて、改めて住民の町並み保存にかける思いを感じていただけたこと思います。

¹ 重要伝建地区：重要伝統的建造物群保存地区。伝建地区のなかで価値が特に高いものを国が選定したもので、現在、全国で79地区あります。選定を受けると、対外的な価値が高まるだけでなく、修理、修景などの市町村が行う事業（補助金交付など）について、国と県からその経費の補助を受けることができます。

² 出石伝建地区：豊岡市出石伝統的建造物群保存地区。6月22日に市が都市計画決定しました。

【市長及び伝建保存審議会正副会長対談】



奥側右から上野委員、沢田委員。手前は中貝市長。
熱い想いがぶつかり合い、共鳴していました。

初日の現地調査が終ったあとに、委員のお二人と市長の対談が行われました。

対談では、市長から委員に、歴史、伝統、文化、自然を守っていきたいという強い思いや、出石のまちづくりにかける意気込みが伝えられました。

市長

「伝建事業は、出石だけでなく市全体にとっても根幹となる事業。本気でやっていきたいと考えている。」

その後、伝建保存審議会の田中純一会長および大橋直人副会長が地元住民代表として委員と対談しました。

田中会長

「永楽館を復原修理しているように、古民家再生に長(た)けた職人もきちんといる。住民意識でも技術的な面でも、出石は伝建事業を進めていける体制が十分にあります。」

大橋副会長

「出石では城下町の歴史や町並みを誇り高く思う人が多く、まとまりがよい。昭和43年には住民からの寄付で隅櫓を建設したように、きっかけをつかめばその方向に一気に走るところがありますね。」

「町並み保存にかけるこれまでの取り組みや活気が、市長や住民の方々と対談して十分に伝わりました。」と、委員お二人から評価していただきました。

【講評】

すべての日程が終了した後に、2日間の講評がありました。出石城下町を高く評価されるとともに、出石のこれからについて、いくつかのヒントや提言をいただきました。このまま順調に国の重伝建地区の選定が受けられることを願うとともに、住民のみなさんとともにこれらのヒントや提言を役立てていきたいと思います。

評価！

「明治館にしても、残してこそ今のよう活用できる。出石の方は賢明でしたね。」
(上野委員)

ヒント！

「住民の土蔵の中には、所有者はガラクタのように思っていても歴史的な価値があるものが残っている可能性があります。そういうものが大事。町並みと暮らしが一体となって守られると、そういうものが役に立つのでは。」
(沢田委員)

「城下町全体を残すことがベースの考え方。伝建地区の周辺も都市景観形成事業で整備できると聞いて安心しました。」
(上野委員)

「“出石の伝統的デザイン”と“民芸調”は別。現在“民芸調”的デザインも見受けられるが、“民芸調”だと個性のないまちになりかねない。住民の方々は理解されていると思うが、もし重要伝建地区になった暁には、出石らしさを意識して、伝建事業においてスムーズな運用を願います。」
(林主任調査官)

「エリアが小さくまとまり、敷地割が残っていることは貴重です。」
(沢田委員)

「“民芸調”をなくすために部材の部分部分のマニュアルを作るという方法もあるが、逆に“連なった美しさ”というのも十分に理解して事業を進められたい。今でも出石では“隣の家を気にして造る”ということがあるようですが、軒の高さや接しやすさなど、そのような配慮を今後も続けられるとよいと思います。」
(沢田委員)

「若い人、造り手が共通認識を持っておられることを感じました。今後の発展を楽しみにしています。」
(沢田委員)

「伝建事業は5年、10年の仕事でなく、50年、100年の仕事。どうか頑張ってください。」
(上野委員)

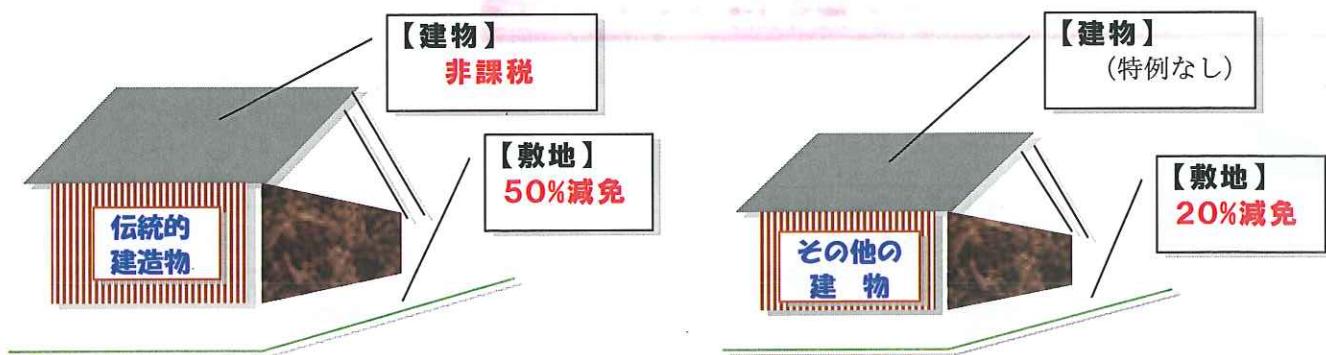
固定資産税の減免条例を制定

～現状変更規制に対する措置～

9月定例市議会において、伝建地区市税特例条例³案が可決され、公布されました。

この条例は、出石伝建地区が重要伝建地区になった場合、**地区内の宅地にかかる固定資産税の一定割合を減免**することを定めています。

また、伝統的建造物である建物（特定物件）にかかる固定資産税については、地方税法の規定により非課税になります。減免割合などは次のとおりです。



市議会の本会議や市民福祉委員会において、税の公平上の問題や財政が厳しいなか、総額 700 万円ほどの減免の必要性について質疑がありました。

これらの質問について、「**この度の市税特例条例は、増改築、改修・修繕など建物等の現状変更を行う際に伝建条例による厳しい規制がかかるためのもので、今後伝建制度によって文化財として保存するうえで必要である**」と説明し、議会から理解をいただきました。

減免を受けるときの注意

- ☆減免割合の違いはありますが、原則として伝建地区内のすべての宅地が減免対象となります。
- ☆減免は申請により行われます。申請書の提出がなければ減免を受けることができません。
(伝統的建造物にかかる建物分は「非課税」ですので、申請は不要。)
- ☆許可を受けていない増改築・修繕を行うなど、伝建保存条例、伝建保存計画の規定に違反している場合は、減免されません。

ワンセット

規制の遵守
伝建条例の

減免
固定資産税の

※規制の基準を許可基準といい、保存計画に掲載しています。保存計画は豊岡市ホームページから見ることができます。
(トップ画面>教育・生涯学習(左側のメニュー)>出石伝統的建造物群保存地区保存事業>豊岡市出石伝建地区保存計画)
許可基準の概要は、伝建かわら版第6号に掲載しています。

伝建審議会 小畠ひろゑ 委員さんから一言！

ようやく国の重要伝統的建造物群保存地区選定の決定がま近になりました。
“日本の宝石のような町”といって出石をこよなく愛された草柳大蔵さんは、
町の人お一人お一人がもっとこの町の素晴らしいしさに気づいて、と言い続けておられました。
未来の子どもたちにこの美しい出石をバトンタッチできる仕組みがいよいよ
スタートします。地区の保存会に参加して、地道に取り組んでいきます。

文化庁
“保存修理”
ロゴマーク



³ 伝建地区市税特例条例：正式名称は「豊岡市重要伝統的建造物群保存地区における豊岡市税条例の特例を定める条例」